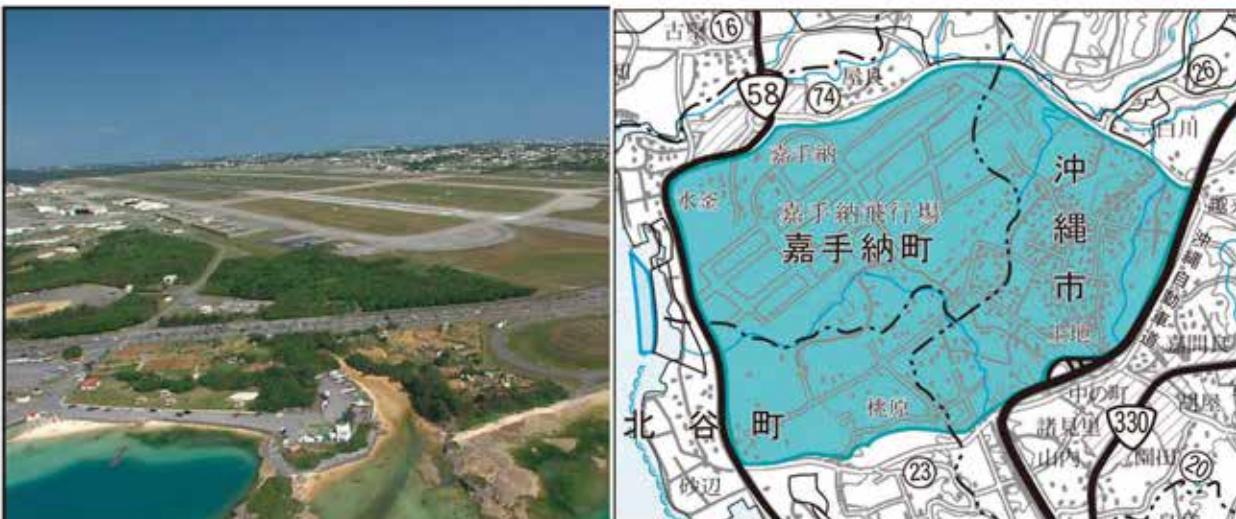


(4) FAC 6037 嘉手納飛行場 (Kadena Air Base)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（宇宮城）
 沖縄市（字諸見里、字山内、字森根、字白川、字御殿敷、字字久田、字大工廻、
 字嘉良川、字上地、字美里）
 中頭郡嘉手納町（字水釜、字兼久、字嘉手納、字屋良、字野国、字国直、字東、
 字野里）
 ハ 北谷町（字伊平、字浜川、字上勢頭、字下勢頭、字砂辺）

(イ) 面 積：19,856千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	3	—	—	2	5
沖縄市	410	2	21	6,993	7,425
嘉手納町	979	34	296	7,482	8,791
北谷町	162	6	17	3,449	3,635
合計	1,555	42	332	17,925	19,856

(ウ) 地主数：13,694名

(エ) 年間賃借料：301億6千5百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建 物：管理事務所、小学校、中学校、高校、食堂、家族住宅、格納庫、弾薬庫、倉庫、体育館、教会、銀行、郵便局、販売所、保育所、図書館、隊舎、病院、工場、司令部、消防署、青少年センター、ボーリング場、映画館、消音装置棟、発電機室、掩体、診療所、売店ほか

○工作物：滑走路（長さ3,689m×幅91m、長さ3,689m×幅61m）、誘導路、駐機場、上下水道、遮音壁、消火装置、保安柵、貯水槽、貯油槽、給油設備、受変電設備、洗機場、洗車場、プール、球技場、ゴルフ場ほか

(カ) 基地従業員：2,561名 (MLC 1,703名、IHA 858名)

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：第18航空団

○使用部隊名：空軍：第18航空団司令部（第18運用群、第18任務支援群、第18整備群、第18医療群、第18施設群）

空軍：第353特殊作戦航空団（米空軍特殊作戦司令部に所属）

空軍：第82偵察中隊、第390情報中隊（第55航空団第55運用群に所属）

海軍：在沖米海軍艦隊活動司令部、第7艦隊第1哨戒航空団第72任務部隊 等
 海兵隊：海兵航空団嘉手納連絡事務所（第1海兵航空団に所属）
 陸軍：陸軍第1防空砲兵連隊第1大隊

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

○使用主目的：飛行場

○使用条件：

a 使用時間

第1及び第2水域は、常時使用される。

b 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

c 制限の内容

水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

本島中部の嘉手納町、北谷町、沖縄市にまたがるこの施設は、約300メートルのオーバーランをもつA、B 2本の滑走路（A=長さ3,689メートル×幅91メートル、B=長さ3,689メートル×幅61メートル）を有し、極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。この施設は太平洋空軍第5空軍（横田基地）隸下の第18航空団のホームベースとなっており、他のテナント部隊の役割と併せて防空、反撃、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な運用がなされている。

第18航空団の主力は第18運用群であり、第44・第67戦闘中隊を主力部隊に、第909空中給油中隊、第961航空空中管制中隊や第31・第33救難中隊等からなる。

この施設は、北西側の飛行場地区と南東側の居住地区からなり、飛行場地区の滑走路の南東には、空軍のF-15C/D戦闘機の駐機場、エンジンテスト場、小型機洗機場、海軍のP-3 C、P-8 A対潜哨戒機及びE P-3 E電子偵察機等の駐機場、大型・小型機整備格納庫等がある。

滑走路の北西、嘉手納町屋良・嘉手納・水釜地域は、空軍の大型機の駐機場等となっており、空軍のKC-135R空中給油機、E-3 B空中早期警戒管制機等の大型機や、HH-60G救難ヘリコプター等の駐機場やメンテナンス場、大型・中型機洗機場がある。

居住地区には、航空団司令部、兵舎、通信施設、家族住宅、診療所があるほか、銀行、郵便局、小・中学校、高等学校、幼稚園、図書館、野球場、ゴルフ場、体育館、映画館、スーパーマーケット等、多種の米軍向支援施設がある。国道58号西側の嘉手納マリーナ地区は、米軍人等の福利厚生施設となっている。

〈嘉手納飛行場における常駐機種（令和6年1月末現在）〉

F-15	戦闘機	約 10機
KC-135	空中給油機	約 15機
RC-135	電子偵察機	約 2機
E-3	空中早期警戒管制機	約 2機
MC-130 J	特殊作戦機	約 10機
HH-60	救難ヘリコプター	約 10機
UC-12	輸送機	約 2機
P-8 A	対潜哨戒機	約 6機
P-3 C/E P-3	対潜哨戒機/電子偵察機	約 7機
MQ-9	無人偵察機	6機 ^{*1}
(暫定展開している機種) ^{*2}		
F-15	戦闘機	12機
F-35 A	戦闘機	23機

*1 MQ-9については、期限を定めない展開。また、米側より8機との説明を受けているが、令和6年1月末現在で沖縄防衛局により確認されている機数は6機。

*2 F-35 A及びF-15の一部については、嘉手納基地飛行場所属F-15の段階的な撤収に伴う暫定展開。

なお、SACOで合意されたMC-130特殊戦機の運用の移転については、平成8年12月16日に住民地区に近接（約501メートル）している海軍駐機場（当時）から主要滑走路の北西隅へ移転し、嘉手納飛行場における遮音壁の建設については、平成12年7月11日に完成した。

また、海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成21年2月10日、海軍駐機場（駐機場、誘導路、整備格納庫等）を主要滑走路の反対側に移転すること等について、日米合同委員会において合意され、平成29年1月21日、最後の機体が新駐機場へ移動した。海軍駐機場（当時）の洗機施設については、小型の洗機場は、平成18年5月にF-15戦闘機駐機エリア付近に、大型・中型機の洗機場は、平成20年9月に空軍大型機駐機場（L-11）地区へそれぞれ移転した。

そのほか、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、陸軍兵600名とペトリオット・ミサイル（PAC-3）24基が配備され、同年12月末にはその一部運用が開始された。平成19年2月には、米本国以外ではじめてF-22A戦闘機12機が一時配備された。

米空軍は近代化計画の一環として、第18航空団所属のF-15戦闘機を2年間で段階的に退役させることとし、F-15戦闘機は、令和4年12月1日より順次米国本国へ帰還している。退役したF-15戦闘機の補完として、より新しくより優れた機体を暫定的に配備することが米側より発表され、令和4年11月からはF-16戦闘機やF-22戦闘機がローテーション展開されている。

平成31年2月から、第353特殊作戦群（現：第353特殊作戦航空団）関連施設の整備工事の開始に伴い、住宅地域に隣接する通称「パパループ」と呼ばれるエリアがMC-130特殊作戦機の一時的な駐機場として使用され、駐機場完成後も引き続き使用されている。

一方、令和4年5月、米軍第18航空団から、航空機のサビ防止のための塗装施設（防錆整備格納庫）をパパループに移設するとの説明がなされ、令和5年4月28日、政府から日米の協議結果として、防錆整備格納庫を当初計画通りパパループに建設するとの方針が県及び地元嘉手納町へ伝えられた。

令和5年10月6日、沖縄防衛局から、海上自衛隊鹿屋航空基地に一時展開している8機の米空軍無人偵察機MQ-9が、期間を定めずに嘉手納飛行場に配備されるとの説明があり、同月13日には1機が飛來した。県としては、①地元に対して十分な期間を設けた上での説明がなされていないこと、②安全性に関する懸念を払拭できる説明がされていないこと、③県外からの移転は「日米安保体制を支えるための負担を国民全体で担うべき」という考え方と相容れないこと、④基地負担軽減が進まない中、今回の配備は負担軽減に逆行する新たな装備、部隊の純増であること等のことから、同月17日、沖縄防衛局に対して計画の見直しを要請した。

しかしながら、海上自衛隊鹿屋航空基地から嘉手納飛行場への移転が完了し、令和5年11月7日、運用が開始された。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	52千m ²	昭47.5.15
	電柱等敷地	0千m ²	昭47.5.15
○沖縄県	下水道施設敷地	1千m ²	昭47.5.15
	道路用地	2千m ²	昭48.1.5
○沖縄県企業局	水道施設敷地	20千m ²	昭47.5.15
	井戸用地	0千m ²	昭58.7.14
○嘉手納町	導水管及び送水管等用地	13千m ²	昭60.9.5
	導水管及び空気弁等用地	4千m ²	昭63.4.1
	導水管用地	0千m ²	昭63.4.1
	水道施設用地	2千m ²	平12.9.21
	導水管空気弁等用地	7千m ²	平17.4.1
○嘉手納町	公共駐車場等用地	8千m ²	昭55.11.6
	墓地公園用地	30千m ²	昭57.5.6
	公共駐車場及び道路用地	0千m ²	昭57.10.1
	酪農施設等用地	23千m ²	昭62.4.1
	道路用地	1千m ²	平5.6.3
	駐車場用地	1千m ²	平12.9.21
	墓地靈園及び駐車場用地	6千m ²	平13.6.28

○沖縄防衛局	墓地公園用地	1千m ²	平14. 2. 7
○比謝川行政事務組合	騒音測定装置設置用地	0千m ²	昭60. 6. 27
○国土交通省	焼却処理施設用地	7千m ²	平7. 6. 1
○航空自衛隊	遠隔対空通信施設	1千m ²	平21. 4. 1
計 8名	訓練場用地	23千m ²	平30. 2. 9
	23件	202千m ²	
b 地位協定第2条第4項(b) : 米軍による一時使用			
○航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地			
提供目的: 管制施設			
提供面積: 建物26m ²			
提供年月日: 昭和62年2月5日			
使用期間: 1 航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合一時的に代替として使用する間			
2 年約4回、1回3日ないし15日			
○航空自衛隊那覇基地			
提供目的: 管制施設			
提供面積: 建物25m ²			
提供年月日: 昭和63年9月22日			
使用期間: 年約4回、1回3日ないし15日			
○国土交通省大阪航空局那覇空港事務所			
提供目的: 事務室等			
提供面積: 建物70m ²			
提供年月日: 平成22年3月30日			
(才) 沿革			
昭和18年9月	旧日本陸軍航空本部が建設工事を開始。		
昭和19年9月	旧日本陸軍が中飛行場として使用開始。		
昭和20年	嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ及び陸軍住宅地区が使用開始。		
昭和20年4月	米軍の占領後、整備拡張。		
昭和20年6月	全長2,250mの滑走路が完成し、B-29等大型爆撃機の主力基地として使用。		
昭和30年3月1日	沖縄駐留の空軍部隊を統轄する第20空軍が廃止され、第313航空師団が第5空軍指揮下の部隊として編成。		
昭和32年12月5日	A滑走路（北側）を拡張。		
昭和40年7月28日	台風避難のためB-52戦略爆撃機初飛来。		
昭和42年5月	全長3,689mの滑走路2本が完成。		
昭和42年10月5日	B滑走路（南側）を拡張。		
昭和43年2月5日	台風避難のためB-52部隊が移駐。		
昭和45年10月6日	B-52部隊が撤退。		
昭和47年5月15日	「嘉手納飛行場」、「キャンプ・サンソネ（陸軍特殊部隊使用）」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供開始。		
昭和49年1月30日	第15回目米安全保障協議委員会で、一部（ロータリー沿いその他、約114,000m ² ）の返還を合意。		
昭和49年10月	米軍がF-4ファントム用消音装置を設置。		
昭和50年4月4日	隊舎等として、建物約48,000m ² と工作物（駐機場、その他）を追加提供。		
昭和50年5月	P-3C対潜哨戒機移駐のための代替施設が完成し同機が那覇海軍航空施設から移駐。これに伴い、在沖米海軍艦隊活動司令部も移駐。		
昭和51年8月	牧港住宅地区の空軍関係住宅200戸分の移設工事完了。		
昭和51年11月30日	第15回目米安保協議意用地約106,000m ² （嘉手納町屋良付近）を返還。		
昭和52年1月27日	飛行場関係施設として、土地約600m ² 、建物約22,500m ² と工作物（通信ケーブル、囲障等）を追加提供。		
昭和52年3月10日	住宅施設及び給排水施設として、建物約27,000m ² と工作物（給排水施設等）を追加提供。		
昭和52年5月5日	A V-8戦闘機が山口県岩国飛行場から移駐。		
昭和52年7月	F-4ファントム用消音装置を増設。		
昭和52年12月15日	宿舎用地及び事務所等として、土地約55,000m ² 、建物約1,200m ² と工作物（給排水施設等）を追加提供。		

昭和53年3月31日	電話交換所等として、建物約14,400m ² と工作物（舗床、発電装置等）を追加提供。
昭和53年6月1日	機構の再編成により戦術戦闘中隊を主とした第18戦術戦闘群を新設。
昭和53年10月19日	住宅として、建物約18,700m ² と工作物（給排水施設等）を追加提供。
昭和54年3月22日	住宅等として、建物約23,200m ² （140戸）と工作物（給排水施設、囲障等）を追加提供。
昭和54年9月26日	F-15戦闘機配備開始（S 56. 3. 27：配備完了）。
昭和55年5月23日	E-3 A空中早期警戒管制機を配備。
昭和56年2月13日	航空機運用の支援施設として、建物26m ² （航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地の一部）を追加提供（2年間、2-4-(b) 提供）。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物21,572m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和56年12月3日	下水道として、工作物（下水道管）を追加提供。
昭和57年2月28日	地主会館等用地約600m ² を返還。
昭和57年5月6日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約60,000m ² を追加提供。
昭和57年5月14日	暫定法適用の土地約200m ² を返還。
昭和57年5月31日	防衛施設周辺整備協会用地等約400m ² を返還。
昭和57年8月12日	牧港住宅地区からの移設施設（住宅等）として、建物約35,000m ² と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和58年3月1日	管制施設として、建物26m ² （航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地の一部）を追加提供（3年間、2-4-(b) 提供）。
昭和58年3月31日	嘉手納町役場及び嘉手納警察署用地約9,000m ² を返還。
〃	県道23号線用地約76,000m ² を返還。
昭和58年5月19日	一部約31,000m ² （東シナ海側）を陸軍貯油施設に統合し、那覇空軍・海軍補助施設の一部約3,700m ² を嘉手納飛行場に統合。
昭和59年1月10日	不要下水道用地約9,000m ² を返還。
昭和59年3月22日	事務所として、建物約100m ² （航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
昭和59年6月5日	法務局嘉手納出張所等用地約1,000m ² を返還。
昭和59年8月28日	航空郵便取扱所として、土地約1,370m ² と建物約930m ² （一部は航空自衛隊那覇基地内に所在）を追加提供。
昭和59年10月5日	住宅等として、建物約20,000m ² と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	消音施設として、建物約3,500m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年2月8日	住宅等として、建物約23,000m ² と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年7月12日	住宅等として、建物約30,000m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年9月30日	バス停車帶用地約20m ² を返還。
昭和61年1月28日	航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地内の一部用地（2-4-(b) 提供）約30m ² を返還。
昭和61年1月31日	県道23号線用地約15,000m ² を返還。
〃	不要P O L敷用地約79,000m ² を返還。
昭和61年4月3日	航空機掩体として、建物約5,500m ² と工作物（消防装置等）を追加提供。
昭和61年6月30日	県道23号線用地約25,000m ² （沖縄市側）を返還。
昭和61年7月11日	隊舎として、建物約5,700m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	住宅等として、建物約32,000m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月2日	住宅として、建物約27,000m ² と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年11月25日	変圧器処分場に保管されていた変圧器からP C Bが漏出し、土壤を汚染。変圧器は米国に返送され、汚染土壤の掘削は平成4年に完了。
昭和62年2月5日	管理棟等として、建物約3,300m ² と工作物（舗床等）を追加提供。
〃	管制施設として、建物約26m ² （航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地の一部）を共同使用（2-4-(b) 提供）。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約237,000m ² を返還。
昭和62年9月30日	県道74号線拡幅用地約4,000m ² を返還。
昭和62年10月	基地内大学への県民の就学受入れ開始。
昭和62年12月11日	家族住宅として、建物約35,000m ² と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年3月10日	家族住宅として、建物約3,300m ² と工作物（下水等）を追加提供。
昭和63年3月31日	果樹園用地約4,400m ² を返還。
昭和63年4月21日	事務室として、建物約60m ² （航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。

- 昭和63年7月14日 消火施設として、建物約30m²と工作物（消火装置等）を追加提供。
- 昭和63年9月22日 管制施設等として、建物約25m²（航空自衛隊那覇基地基地内）を追加提供（2-4-(b) 提供）。
- 平成元年3月23日 家族住宅等として、建物約18,000m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成元年6月30日 不要汚水管用地約210m²を返還。
- 平成元年8月18日 倉庫等として、建物約750m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 〃 日米合同委員会は、那覇空港の滑走路の改修工事期間中、海上自衛隊及び航空自衛隊が航空機の離着陸場等として共同使用することを合意。
- 〃 航空自衛隊那覇基地与座分屯基地の使用期間を、「必要な都度」から「航空自衛隊那覇基地の施設が使用できない場合、一時的に代替として使用する間、年間約4回、1回あたり3日ないし15日」に変更。
- 平成元年9月30日 航空自衛隊那覇基地内の不要事務所約100m²を返還。
- 平成元年10月26日 倉庫等として、建物約870m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成2年1月21日 第9戦略偵察航空団第1分遣隊が、S R-71戦略偵察機とともに米本国へ移駐。
- 平成2年2月6日 管理棟等として、建物約1,300m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成2年6月19日 日米合同委員会において、一部の土地（施設南側の一部）について、返還に向けて所要の調整・手続きを進めることを確認（いわゆる23事案のひとつ）。
- 平成2年11月27日 アンダーセン基地所属の第43戦略航空団の解体に伴い、KC-135空中給油機が交代で一時移駐。
- 平成3年2月28日 住宅等として、建物約9,800m²と工作物（貯水槽等）を追加提供。
- 平成3年6月末 ピナツボ火山の噴火に伴い、フィリピンのクラーク基地から、第353特殊作戦航空団の兵員581名とC-130輸送機4機が一時的に移駐。うち兵員85名とMC-53ヘリコプター4機は、普天間飛行場に一時的に移駐。同時期に、軍事空輸航空団のC-141輸送機による嘉手納飛行場通過任務が増大した。
- 平成3年9月12日 学校施設等として、建物約8,200m²と工作物（下水道）を追加提供。
- 平成3年10月1日 第313航空師団と第376戦略航空団が解団し、第313航空師団の下にあった第18戦術戦闘機航空団が新組織第18航空団に統合。
- 平成4年5月14日 隊舎等として、建物約15,000m²と工作物（舗床等）を追加提供。
- 平成4年9月30日 嘉手納消防庁舎用地約880m²を返還。
- 平成4年12月15日 嘉手納基地再編統合によりF-15戦闘機18機が撤退。
- 平成5年9月24日 フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた第353特殊作戦航空群が、規模を縮小（航空軍）して配属。
- 平成5年9月27日 格納庫等として、建物約11,000m²を追加提供。
- 平成6年2月10日 隊舎等として、建物約19,000m²を追加提供。
- 平成6年6月2日 倉庫として、建物約1,300m²を追加提供。
- 平成6年6月14日 嘉手納基地の第33空中救難中隊に新型のHH-60救難ヘリコプターが配備（HH-3は本国撤退）。
- 平成7年2月28日 航空自衛隊那覇基地内の航空郵便取扱所の建物約60m²と工作物（門等）を返還。
- 平成7年3月29日 管理棟等として、建物約2,500m²（航空郵便取扱所は航空自衛隊那覇基地内）を追加提供。
- 〃 航空郵便取扱所用地として、航空自衛隊那覇基地内の土地約1,330m²を追加提供。
- 平成7年3月31日 那覇基地内のP-3C駐機場用地約1,370m²を返還。
- 平成7年7月4日 倉庫等として、建物約5,000m²と工作物（道路等）を追加提供。
- 平成7年9月30日 県企業局合流弁室用地約1,120m²を返還。
- 平成8年1月31日 一部の土地（施設南側の一部：約21,000m²）を返還（当該返還部分はいわゆる23事案のうちの一つ）。
- 平成8年3月14日 通信ケーブルとして、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
- 平成8年3月28日 日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
- 平成8年6月21日 インドネシアの航空ショーに向かう途中の米空軍のB-1戦略爆撃機が、故障のため嘉手納飛行場に着陸（7月3日に飛び立つ）。
- 平成8年7月3日 管理棟等として、建物約6,600m²と工作物（雨水排水施設等）を追加提供。
- 平成8年7月26日 倉庫等として、建物約2,400m²と工作物（水道等）を追加提供。

- 平成8年10月1日 横田基地の滑走路補修工事に伴い、同基地所属のC-130輸送機などの航空機が嘉手納飛行場へ一時移駐。
- 平成8年12月2日 S A C O最終報告で、嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の主要滑走路反対側への移転、MC-130特殊作戦機の主要滑走路の北西隅への移転及び飛行場の北側への新たな遮音壁の建設について合意。
- 平成8年12月16日 海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊戦機10機が、約2,500m離れた滑走路北西側に移動（S A C O合意事案の実施）。
- 平成9年3月27日 隊舎等として、建物約21,000m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成9年6月19日 囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成10年5月18日 保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
- 平成10年7月8日 管理棟として、建物約1,300m²と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成11年3月25日 電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
- 平成11年7月15日 育児所等として、建物約2,300m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成12年7月11日 囲障等として、工作物（囲障等（遮音壁））を追加提供（S A C O合意事案の実施）。
- 平成14年2月7日 隊舎として、建物約12,000m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成14年4月30日 隊舎として、建物約6,900m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成14年12月12日 診療所等として、建物約25,000m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成15年2月10日 隊舎等として、建物約28,000m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成15年5月30日 航空管制施設として、土地約20m²、建物約6m²と工作物（水道等）を追加提供（2-4-(b) 提供：使用期間平成15年5月31日から6月2日まで）
- 教育施設等として、建物約9,000m²と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成15年8月28日 県道74号線拡幅用地約54,120m²を返還
- 平成15年12月31日 消防署等として、建物約6,000m²と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成16年8月26日 工場等として、建物約890m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成16年11月4日 平成17年3月31日 ニライ消防本部庁舎用地約6,766m²を返還。
- 平成17年6月30日 S A C O最終報告の騒音軽減イニシアティブの実施の項に盛り込まれている、海軍航空機の運用の移転に関して、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが、日米合同委員会で合意。
- 平成17年11月10日 宿泊施設等として、建物約18,000m²と工作物（水道等）を追加提供。
- 平成18年2月3日 管理棟等として、建物約10,000m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年3月31日 県道74号線拡幅用地約16,680m²を返還。
- 平成18年5月1日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。」ことが合意。（再編実施のための日米のロードマップ）。
- 平成18年5月15日 管理棟等として、建物約840m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年10月2日 米軍のペトリオット・ミサイル（PAC-3）が搬入。
- 平成18年11月30日 ペトリオット・ミサイル（PAC-3）配備に伴う部隊任務開始式開催（米国陸軍第1防空砲兵連隊第1大隊、テキサス州フォート・ブリスから移駐）。
- 平成18年12月 配備された米軍のペトリオット・ミサイル（PAC-3）の一部運用が開始。
- 平成19年1月11日 米空軍が2月10日より、F-22戦闘機12機を、嘉手納飛行場に暫定的に展開することが、外務省により公表。
- 平成19年2月17日 F-22戦闘機12機が、21日にかけて嘉手納飛行場に到着。
- 平成19年3月5日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された訓練移転が、初めて築城基地で実施。
- 平成19年3月29日 管理棟等として、建物約2,700m²と工作物（境界柵等）を追加提供。
- 平成19年4月26日 送油管として、工作物（送油管）を追加提供。
- 平成19年5月10日 嘉手納飛行場に暫定展開していたF-22戦闘機12機が、米本国に帰還。
- 平成19年9月27日 家族住宅等として、建物約17,000m²と工作物（門等）を追加提供。
- 平成19年9月30日 道路用地約16,100m²を返還。
- 平成19年10月31日 排水路として、工作物（排水路）を追加提供。
- 平成19年11月2日 米本国で11月2日に発生したF-15戦闘機の墜落事故を受け、嘉手納飛行場所属のすべてのF-15戦闘機が、実戦任務以外のすべての飛行を一時的に停止。

平成19年11月26日	F-15戦闘機の飛行が再開されたが、11月28日、事故調査で新たな情報が判明したため、再度飛行が停止された。（平20.1.14飛行再開）
平成20年9月30日	倉庫等として、建物約26,000m ² と工作物（門等）を追加提供。
平成21年2月10日	平成8年12月のSACO最終報告の海軍航空機運用の移転について、「嘉手納飛行場の海軍駐機場等を主要滑走路の反対側に移転すること」が日米合同委員会で合意。
平成21年11月13日	工場として、建物約2,100m ² と工作物（囲障等）を追加提供。
平成22年3月30日	事務室等として、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所の一部、建物約70m ² と通信装置等を追加提供。（2-4-(b) 提供）
平成22年11月9日	管理棟として、建物約12,000m ² 、工作物（門等）を追加提供。
平成24年3月28日	家族住宅等として、建物約1,700m ² と工作物（囲障等）を追加提供。
平成24年9月12日	教育施設として、建物約9,200m ² と工作物（囲障等）を追加提供。
平成25年7月16日	駐機場等として、工作物（舗床等）を追加提供。
平成28年11月16日	雨水排水施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。 管理棟として、建物約2,800m ² と工作物（門等）を追加提供。 工場として、建物約1,000m ² と工作物（門等）を追加提供。 給電施設として、工作物（電力線路）を追加提供。
平成29年3月1日	整備格納庫等として、建物約14,000m ² と工作物（門等）を追加提供。
平成30年2月13日	管理棟等として、建物約8,900m ² と工作物（門等）を追加提供。 誘導路等として、工作物（舗床等）を追加提供。
平成30年3月31日	倉庫棟として、約6,000m ² と工作物（門等）を追加提供。
平成30年11月12日	管理棟等として、約5,500m ² と工作物（門等）を追加提供。
令和3年12月14日	家族住宅として、建物約8,200m ² と工作物（門等）を追加提供。
令和4年11月25日	管理棟として、建物約600m ² と工作物（自転車置場等）を追加提供。
令和5年10月	無人偵察機MQ-9の展開に向けた準備作業が開始される。
令和5年10月13日	1機目の無人偵察機MQ-9が嘉手納飛行場へ飛来。
令和5年11月7日	無人偵察機MQ-9部隊が運用開始。 (令和6年1月末時点で、展開予定8機のうち、6機の飛来を確認)

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

那覇市については、詳しくは那覇港湾施設の項を参照。

沖縄市の面積は49.72平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は142,752人である。同市には、嘉手納飛行場の他に、キャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.0パーセントである。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と陸上自衛隊沖縄訓練場もあるため、市面積に占める防衛施設の割合は、35.4パーセントになる。

嘉手納町の面積は15.12平方キロメートル、令和2年10月1日現在の人口は13,521人である。同町には、嘉手納弾薬庫地区の他に嘉手納飛行場及び陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は82.0パーセントにのぼる。

北谷町には、嘉手納飛行場のほかに、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧及び陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、51.6パーセントである。詳しくはキャンプ桑江の項を参照。

県は、国際性豊かな人材育成を図るために、昭和61年2月の第11回三者協において、県民が基地内大学へ就学できるよう方途を講ずるよう提案した。その結果、昭和62年から毎年県民が就学できるようになった。米軍施設・区域内大学就学者推薦事業については、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が行っており、令和4年度は同制度を33名が利用している。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

a 航空機事故

嘉手納飛行場では、復帰前に死傷者を出し、校舎、住宅等に多大な損害を与える大型航空機の墜落事故が相次いで発生していたが、復帰後も同飛行場に所属する航空機の墜落事故が、同飛行場内及び沖縄本島周辺において20件も発生している。

また、墜落事故以外にも、同飛行場の所属機や同飛行場に飛来している航空機等による物品等落下事故、着陸失敗、緊急着陸、空中接触等の事故が多発しており、住民に不安を与えている。

幸い、住民を巻き込んだ惨事には至っていないものの、飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、常に航空機事故の危険にさらされており、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先したパイ

ロットの安全教育、住宅地域等市街地上空における飛行の中止及び飛行制限等、徹底した安全対策が求められている。

県としては、これまで再三にわたり航空機関連事故等の未然防止と安全管理の徹底について、日米両国の関係機関に申し入れてきたところであるが、航空機事故は跡を絶たない状況が続いている。

〈嘉手納飛行場所属機の復帰後の墜落事故〉

昭和49年9月30日	C-130輸送機が嘉手納飛行場内に墜落。乗員2名負傷。
昭和50年6月2日	F-4 戦闘機が夜間訓練中に伊江村真謝の海上3マイル沖に墜落。乗員2名行方不明。
昭和52年11月1日	F-4 戦闘機が伊江島沖で墜落。乗員2名行方不明。
昭和53年5月18日	F-4 戦闘機が、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方200mの山中に墜落。
昭和57年4月6日	F-15戦闘機が、空対空戦闘訓練中に粟国島沖海上に墜落。
昭和57年10月22日	F-4 戦闘機が、沖縄の東南東65マイルの海上に墜落。
昭和57年12月29日	F-15戦闘機2機が、ホテル・ホテル空域で空中戦闘訓練中に本島の北東145kmの海上に墜落。1名死亡。
昭和61年6月9日	F-15戦闘機が、通常訓練中に沖縄の北東約220kmの海上に墜落。
昭和62年5月19日	F-15戦闘機が、空対空訓練中に本島の東約112kmの海上に墜落。
昭和62年11月2日	R F-4 C 戦闘機が、通常訓練中に沖縄の東北東約60マイルの海上に墜落。
平成元年3月14日	HH-3ヘリコプターが、訓練中に伊江島南方18kmの海上に墜落。乗員3名死亡。
平成元年4月21日	S R-71戦略偵察機が、離陸後にエンジン故障により南シナ海に墜落。
平成6年4月4日	F-15C 戦闘機が、嘉手納弾薬庫地区内の黙認耕作地に墜落。
平成7年10月18日	F-15C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約65マイルの海上に墜落。
平成14年8月21日	F-15C 戦闘機が、嘉手納基地の南方約60マイルの海上に墜落。
平成18年1月17日	F-15 戦闘機が、嘉手納基地の北東約55マイルの海上に墜落。
平成20年10月24日	嘉手納飛行場のエアロクラブ所属のセスナ機が、名護市真喜屋の畠地に墜落。
平成25年5月28日	F-15 戦闘機が、沖縄本島の東方約70マイルの海域に墜落。
平成25年8月5日	HH-60救難ヘリコプターが、キャンプ・ハンセン内に墜落炎上。乗員1名死亡。
平成30年6月11日	F-15 戦闘機が、嘉手納飛行場の南方約70マイル付近の太平洋上に墜落。乗員重傷。

b P C B漏出事故

平成4年1月31日、太平洋軍備撤廃運動という市民団体が、入手した米下院軍事委員会環境回復審議会の太平洋基地視察報告書（レイ報告書、91年4月作成）の内容を公表した。レイ報告書は、嘉手納基地内の1箇所がP C Bに汚染されていたと指摘していた。

同年2月14日、嘉手納基地報道部はこの事実を認め、1987年以来、日本製474基、米国製1,647基の変圧器を試験し、P C Bの除去作業をしていたこと、含まれていたP C Bと汚染土壌は米国に搬送したこと、変圧器2基と汚染土壌のP C B除去作業を実施していること、除去作業は平成4年春いっぱいかかる見込みであること、経費は40万ドル使ったことを明らかにした。

同年2月27日、日米合同委員会は、在日米軍基地のP C B問題について環境分科委員会で協議することに合意、席上、米側は、嘉手納飛行場でのP C B漏出事故は地下水汚染をもたらしていないと説明した。

嘉手納飛行場でのP C B除去作業は、同年6月24日に完了している。

なお、沖縄県が平成3年までに実施した基地周辺の水質分析では、P C Bは検出されていない。

また、平成4年6月から11月までにかけて実施した基地従業員の特別健康診断の結果でも、全員異常はなかった。

c 油流出事故

嘉手納飛行場周辺では、復帰前に、周辺地域への油流出事故が度々発生していたが、復帰後も昭和50年代には油流出事故が続発して、周辺住民に不安を与えていた。

そのため、嘉手納空軍は昭和60年に環境企画課を設置し、油水分離槽の設置に努めている。その結果、以後の汚染事故はかなり減少した。

〈嘉手納飛行場周辺で発生した油流出事故〉

昭和50年9月9日	嘉手納町屋良の排水溝に約10ガロン（約38ℓ）の燃料が流出。
昭和51年2月1日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に約30ガロン（約114ℓ）の燃料が流出。 比謝川に流れ込む。
昭和51年3月2日	嘉手納町屋良で推定25ガロン（推定95ℓ）の燃料が流出。比謝川に流れ込む。
昭和51年5月21日	嘉手納町兼久の工場南側側溝に約5ガロン（約19ℓ）のディーゼル燃料が流出。
昭和52年7月27日	嘉手納町屋良の小学校東側側溝に油が流出。
昭和55年2月27日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に65～100ガロン（約246～379ℓ）の燃料が流出。
昭和56年3月16日	嘉手納町水釜・兼久の排水溝に油が流出。
昭和57年11月12日	嘉手納町屋良の幼稚園東側排水溝にジェット燃料が流出。
昭和57年11月15日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝にディーゼル燃料が流出。
昭和59年1月12日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に油混じりの洗浄水が流出。
昭和59年1月22日	嘉手納町屋良の小学校東側排水溝に白濁油臭のする汚染が流出。
平成6年2月23日	嘉手納飛行場内の消火施設から燃料が流出。
平成9年1月24日	嘉手納基地の第3ゲート付近から、約400ガロン（約1,514ℓ）のディーゼル燃料が流出。
平成14年9月6日	台風通過後の点検中、嘉手納飛行場第4ゲート付近の燃料タンクに入っていたディーゼル燃料396ガロン（約1,499ℓ）が漏れていますことが判明。
平成19年6月1日	5月25日から28日にかけて、航空機燃料約5,300ガロン（約20,061ℓ）が流出したことが判明。
平成22年9月27日	嘉手納飛行場の貯油地区でジェット燃料780ガロン（約2,952ℓ）が流出。
平成23年6月3日	嘉手納飛行場の第4ゲート付近の貯油施設に隣接する燃料送油管から約5ガロン（約19ℓ）のジェット燃料が流出。

d その他の事故

平成14年9月20日午後0時から0時15分の間、嘉手納町にある兼久海浜公園からシグナルフレアと呼ばれる、直径1センチメートル、長さ2センチメートルの信号弾6個が発見された。シグナルフレアは、嘉手納マリーナから発射されたものであり、嘉手納マリーナでの救難訓練に使用されていた。この事故を受け、在沖米軍は、嘉手納マリーナでの信号弾使用を禁止した。

平成22年3月23日13時30分頃、嘉手納飛行場の滑走路地区でKC-130空中給油機（普天間からの一時移駐）の翼端とKC-135空中給油機（嘉手納所属）の尾部の給油口が接触し、給油口から約35ガロン（約132リットル）の燃料が誘導路上に漏れた。

(ウ) 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音

嘉手納飛行場には、F-15C/D戦闘機やKC-135R空中給油機等の常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来する航空機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や、低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が絶え間なく行われているため、騒音は激しく、正常な日常生活はもとより、疲労の過重、聴力の異常、授業の中止等、周辺住民に看過できないほどの甚大な被害を与えている。

また、通常の訓練のほか、臨時の行われるORI演習（運用即応観察）や定期的に行われるローリー演習（現地運用態勢訓練）などの演習期間中の騒音は一段と激しく、同飛行場の周辺住民は、激しい騒音禍に悩まされている。

国は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましいとされる航空機騒音に係る基準を、昭和48年12月に設定した。平成25年4月1日には、それまでの評価指標のWECPNLからエネルギー積分を行う評価指標であるLdenへ変更した。嘉手納飛行場は第1種空港相当とされ、10年を超える期間内に可及的速やかに、地域類型に応じてLdenが57または62デシベル以下の環境基準の達成を図ることとされている。

県は、これまで知事が直接訪米したり、また三者連絡協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会の場などを通して、日米両政府に対し、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を働きかけてきた。そして、県と沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会及び関係市町村により、平成7年9月、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置について取りまとめ、日米両国の関

係機関に要請した。

その結果、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された。また、同年12月のSACO最終報告では、騒音軽減イニシアティヴの実施として、海軍航空機の海軍駐機場から滑走路の反対側への移転、嘉手納飛行場の北側への遮音壁の建設が合意されるなど、航空機騒音の軽減措置について一定の前進が見られた。

その後、平成10年2月26日の日米合同委員会において、長さ2.3キロメートル、高さ5メートルのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設されることが合意され、平成11年12月に完成、平成12年7月に提供された（遮音壁のほか、植栽約5,000本含む）。

しかしながら、県と関係市町村が共同で実施している嘉手納飛行場周辺の令和4年度航空機騒音測定結果によると、同飛行場周辺においては、20の測定局のうち8の測定局（40.0パーセント）で環境基準値を上回っており、依然として周辺住民の生活環境等への悪影響が憂慮される状況にある。

また、昭和57年、平成12年及び平成23年の3度にわたり、嘉手納飛行場周辺の住民が国を相手に嘉手納爆音訴訟を提起し、いずれも過去の爆音被害に対し補償を行うこととの判決が出た。令和4年1月には、いわゆる第4次嘉手納爆音訴訟が提起され、現在係争中である。

詳細は、第3章第2節1「航空機騒音」（48頁）を参照。

〈嘉手納飛行場で実施された航空機騒音の軽減措置〉

昭和49年10月	F-4 戦闘機用消音装置を設置。
昭和52年7月	F-4 戦闘機用消音装置を増設。
昭和53年12月28日	防衛施設庁が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、嘉手納飛行場周辺の騒音区域を告示。
昭和56年7月18日	防衛施設庁が住宅防音工事対象区域の第1種区域を80WECPNL以上に追加指定。
昭和56年11月27日	機体用消音装置（鉄骨、鉄筋コンクリートづくり3,000m ² ）とエンジン用消音装置（鉄筋コンクリートづくり400m ² ）が完成。
昭和58年3月10日	防衛施設庁が住宅防音工事対象区域の第1種区域を75WECPNL以上に追加指定。
昭和60年	戦術空軍用ハッシュハウス ^{*1} を設置。
昭和61年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成元年	戦術空軍用ハッシュハウス1基を設置。
平成2年	フォーベイ・テストセル ^{*2} 1棟を設置。
平成3年	記録機能付き騒音測定装置を設置。
平成3年	KC-135空中給油機の低騒音型エンジンの切替えが完了。
平成4年7月	ジェット戦闘機の活動を基地中央部へ移動。
平成8年3月28日	日米合同委員会において、「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置 ^{*3} 」を合意。
平成8年12月16日	海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が約2,500m離れた滑走路北西側に移動。
平成10年2月26日	日米合同委員会において、長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁を日本側の負担で建設することを合意（SACO合意事案）。
平成11年12月27日	長さ2.3km、高さ5mのコンクリート製遮音壁完成。
平成12年7月	コンクリート製遮音壁を米軍へ提供。
平成29年1月	海軍駐機場の移転が完了。

(エ) 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施

復帰後、読谷補助飛行場において実施されていたパラシュート降下訓練は、平成8年12月のSACO最終報告において、伊江島補助飛行場へ移転されることが合意され、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受入れを正式に表明した。

平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたが、その後、米側は伊江島については天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多いことから、訓練所用を満た

*1：格納庫規模の防音装置付きエンジン調整場のこと。

*2：取り外したエンジン4基に同時作業可能な防音装置付きエンジン調整場のこと。

*3：第3章第2節1内の「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」（52頁）にて詳細説明。

さない米軍兵士が多数生じているとして、嘉手納飛行場での訓練実施を求め、平成19年1月25日に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認された。令和6年1月末時点で、嘉手納飛行場では同訓練が16回実施されており、県をはじめ地元自治体等が中止の要請をしているにもかかわらず同訓練が強行実施されたことから県民から強い反対の声が上がっている。

〈嘉手納飛行場で実施したパラシュート降下訓練〉

- 平成10年5月30日 米陸軍第一特殊部隊（グリンベレー）を中心に復帰後初の降下訓練を実施。159名。
- 平成11年4月17日 米陸軍第一特殊部隊（グリンベレー）のほか海兵隊、空軍の空挺隊員による降下訓練を実施。約100名。
- 平成19年1月26日 第18航空団第31救難中隊が、人命救助のための体制維持のため緊急を要する隊員による降下訓練を実施。政府は「あくまで例外的な場合に限って使用する」と確認。6名。
- 平成19年10月19日 空軍の第31救難中隊の隊員による降下訓練を実施。風の影響により隊員2名が目標地点から380m離れた地点に着地。9名。
- 平成23年2月16日 第18航空団と第353特殊作戦群が降下訓練を実施。6名。
- 平成23年5月20日 第31救難中隊と第320特殊戦術中隊が無通告で降下訓練を実施。25名。
- 平成29年4月24日 米空軍と米陸軍が降下訓練を実施。30名。
- 平成29年5月10日 伊江島の海象状況を理由に夜間の降下訓練を実施。20名。
- 平成29年9月21日 第31救難中隊と第320特殊戦術中隊が降下訓練を実施。16名。
- 平成31年1月23日 米空軍と米陸軍が降下訓練を実施。9名。
- 平成31年2月21日 米軍が降下訓練を実施。5名。
- 令和元年5月21日 米軍が降下訓練を実施。16名。
- 令和元年10月29日 米軍が降下訓練を実施。約20名。
- 令和2年7月9日 米軍が降下訓練を実施。約21名。
- 令和5年12月19日 米空軍が降下訓練を実施。4名。
- 令和6年1月19日 米空軍が降下訓練を実施。14名。

工 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

これまでに返還された土地は、ゴミ処理場、行政センター、道路用地等に利用されている。

a 沖縄市

沖縄市においては、現在のところ、同飛行場返還後の跡地利用計画の策定には至っていないが、国・県による積極的かつ計画的な返還を促進するとともに、基地内施設の共用に向けた取組を進める。また、駐留軍用地の跡地については、良好な生活環境の確保、産業の振興、自然環境の保全・再生など、国・県の責任に基づき、関係機関との連携による、地域特性を踏まえた跡地利用の検討をすすめることを第四次沖縄市総合計画において位置づけている。

b 嘉手納町

嘉手納町においては、返還後の跡利用計画の策定には至っていないが、基地の返還を想定し、返還があった場合の選択肢の一つとして跡利用の整備イメージの調査を平成13年に行った。今後の基地を巡る情勢の動向を踏まえ、より効果的な跡利用についての取組を進める。

c 北谷町

北谷町においては、公共施設（ゲートボール場・駐車場）の整備改善と宅地の利用促進及び区域間の交通アクセスの利便性を増進するため、昭和61年に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通して、嘉手納飛行場南端（24,000平方メートル）の返還を要望した。その後、平成2年6月の日米合同委員会で、返還に向けて調整・手続を進めることができたことが確認され、平成8年1月31日に返還が実現した。